

# 向陽小ホームページ作成及び公開規定

1 この規定は、鹿児島市向陽小学校におけるホームページの作成・掲載に関し、必要事項を定めるものとする。

## 2 ホームページ公開の目的

(1) 聞かれた学校の一步として、情報発信を行う。

ア 本校の概要を広報するために、本校の教育目標や歴史、校歌、場所、環境などを公開する。

イ 本校の教育活動について広く一般に公開し、理解と協力を得るために、学校・学年・学級などの活動内容を公開する。

(2) 学習発表の一環として、情報発信を行う。

ア 学習の過程やまとめを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

## 3 作成者

教職員及び児童は、上記のような事項をねらいとしてホームページの作成を行うことができる。公開に当たっては、情報責任者(学校長)の承認を必要とする。但し、ブログの作成に当たっては児童は行わない。この他新たな事項が発生した場合は、校長、教頭、関係の係と協議の上定めるものとする。

## 4 作成内容について

情報公開に当たっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の厳守・プライバシーの保護などに関して十分配慮する。

(1) 公開しないもの

ア 実名、住所、電話番号、生年月日、家族構成などプライバシーに関する情報

イ 芸能人や著名人の写真、漫画やアニメなどのキャラクターの似顔絵、本や新聞の記事や写真など著作権のあるもの

ウ 他のホームページや電子掲示板に載っている文章や写真の無断掲載

エ 他人の非難・中傷や不適切な表現をしたりするなど差別につながるようなこと

オ その他、情報管理者(学校長)が、学校から不特定多数に対して発信する情報としては不適当と判断する内容(営利目的、法令及び公序良俗違反、権利を侵害する内容など)

(2) 状況によっては公開するもの

ア 個人名及び個人の顔が特定できない児童写真→情報管理者(学校長)の承認を得ること

イ 工作や絵画などの児童作品→本人の承諾を得ること

ウ 個人名が特定される写真→保護者の承諾を得ること

エ 新聞記事、写真など著作権のあるもの→著作権者に承諾を得ること

## 5 リンクについて

(1) リンクできるサイト

・ 公的機関

(2) 状況によりリンクできるサイト

・ ホームページ作成者(児童をのぞく)により教育的に有用と認められるサイト

(3) リンクしないサイト

・ 上記(1)(2)に該当しないサイト

## 6 著作権

各ページの著作に関しては、全て鹿児島市立向陽小学校が有するものとする。

## 7 その他

(1) 掲載情報に対する指摘への対応

児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じること。第三者の著作に関する情報について、当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに協議した後、適切な措置を講じることとする。

(2) 本作成規定の見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、この作成規定に示した事項の見直しが予想されるため、作成規定の定期的な検討と加筆・修正を行い、ホームページ作成委員会(企画委員会)で検討するものとする。

(3) ホームページ上での作成規定の明記

本作成規定をホームページ上で必ず明記するものとする。

(4) ホームページ作成に当たったコンピュータ及びインターネットに接続するコンピュータには、個人情報を含むデータは記録しない(個人情報漏洩防止)ものとする。

(附則)

1 この作成規定は、平成19年4月1日から施行する。